

ねんきんコーナー

**国民年金には
独自給付があります**

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が、年金を受け取ることなく死亡した時、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳まで支給されます。

◆寡婦年金額

夫が受けることができる老齢基礎年金の4分の3

※ただし、死亡した夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、妻が繰り上げの老齢基礎年金を受けていた場合は支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上（一部納付をした期間の月数は、一部納付の割合によって計算）納めた人が、年金を受けずに亡くなった時に支給されます。

◆死亡一時金額
保険料を納めた月数に応じた一時金の額が決まっています。（12〜32万円）

※付加保険料を納めた期間が3年以上ある場合は、8,500円が加算されます。
※ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる時は支給されません。

付加年金

定額の保険料に、月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

◆付加年金額

200円×付加保険料納付月数

※ただし、保険料の免除を受けられている方、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。



中学・高校生対象 第4回ねんきんポスター コンクール募集

社会保険庁では、公的年金制度の仕組みや基本理念を周知し、制度への参加意識を養うことを目的として次世代を担う中学生および高校生を対象とした年金教育の一環として、年金作品コンクールを開催しています。

*最優秀作品は「社会保険庁全国年金作品コンクール」に推薦します。

応募作品

- ポスター部門のみです。
- 「ねんきん」もしくは「年金」を入れてください。
- B3サイズまたは四つ切りの画用紙を使用し、学校単位でご応募ください。

テーマ

「年金は世代と世代の支え合い」「年金でつくる豊かな老後」または「家族と年金」をテーマに表現してください。

募集期限

9月15日（火）まで

年金教育を行っています

これからの社会で大きな役割をこなす中学生や高校生を対象に、社会生活において必要な知識のひとつである公的年金制度の基本について、理解していただくことを目的に、学校の授業への講師派遣や教材の提供を行っています。

○お問い合わせ

【ねんきんポスターコンクールや年金教育について】
高知社会保険事務局
運営課企画給付係
☎088-822-0201
〒780-8547
高知市本町4-2-40
ニッセイ高知ビル8階

【制度や手続きについて】
大方総合支所
住民課住基戸籍係
☎43-2800（直通）
佐賀総合支所
総務課住基戸籍係
☎55-3701（直通）
高知社会保険事務局
幡多事務所
☎34-1616

毎年8月は「北方領土返還運動全国強調月間」です

えとろふ くなしり しこたん はほまい
択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土になったことのない日本固有の領土であるが、60年以上にわたってソ連・ロシアにより不法占領されている。

当時、北方四島には住んでいた約17,000人の日本人の元島民のうち、約半数は脱出したが、それ以外の島民は、1947年から1949年にかけて、四島から強制退去させられ、サハリンでの抑留を経て、日本に送還された。

歴史上、一度も外国の領土になったことがなく、歴史的、法的事実から見ても我が国固有の領土である北方四島は、このような経緯によってソ連、ロシアにより不法に占拠されており、その返還は日本国民の悲願である。